

正誤表

正	誤
<p>(博物館協議会) 第15条 (略) 2～4 (略) 5 博物館協議会に<u>会長</u>及び<u>副会長</u>各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>	<p>(博物館協議会) 第15条 (略) 2～4 (略) 5 博物館協議会に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>

